

日・パプアニューギニア共同声明
地域の安定と繁栄に向けた新時代の包括的パートナーシップ

1. 安倍晋三日本国総理大臣は、ピーター・オニール・パプアニューギニア独立国首相の招待により、2014年7月10日から12日にかけてパプアニューギニア独立国を公式訪問した。オニール首相は、1985年以来、約30年ぶりとなる日本国総理大臣のパプアニューギニア訪問を温かく歓迎した。
2. 7月10日、両首脳は首脳会談を行った。両首脳は、明年、日本とパプアニューギニアとの外交関係樹立40周年を迎えることに留意し、両国の伝統的友好協力関係を再確認した。両首脳は、そのような長期間にわたる友好協力関係を「地域の安定と繁栄に向けた包括的パートナーシップ」に発展させることで一致するとともに、太平洋地域の安定と繁栄を確かなものとするために主導的役割を果たす決意を表明した。

経済分野における協力

3. 両首脳は、安定的でかつ競争力のあるエネルギー供給を確保することの重要性を強調した。両首脳は、本年6月、パプアニューギニアから日本へのLNG輸出が開始されたことは、パプアニューギニアの経済成長のみならず、供給源の多角化に寄与するものとして日本のエネルギー安全保障にも資するものであると言及しつつ、これを歓迎した。
4. 両首脳は、日本の投資先として、パプアニューギニアには高い潜在性があることを十分に認識し、パプアニューギニアへの日本企業による投資を一層促進することの重要性を再確認するとともに、パプアニューギニアの投資環境が更に改善される必要があるとの認識で一致した。両首脳は、1月に投資の促進及び保護に関する日本国政府とパプアニューギニア独立国政府との間の協定が発効したことを歓迎した上で、この目的を達成するために、同協定第21条の規定に基づいて設置された合同委員会を活用することが重要であると強調した。この関連で、両首脳は、7月11日に、著名な日本企業の参加を得て、合同委員会の発足会合が開催されることを歓迎した。
5. 両首脳は、二国間の貿易及び投資の増大につながる所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための二国間協定の重要性を認識し、両国が

実行可能な限り速やかに、そのような協定に向けた両国の協力を強化することを決定した。

持続可能な開発のための協力

6. 両首脳は、日本とパプアニューギニアが地震や津波等の自然災害の被害を受けやすいことに留意し、災害に強い社会を構築することの重要性を強調した。両首脳は、災害から得られた教訓の共有を通じ、防災に関する協力を強化することで一致した。両首脳は、2015年3月に仙台市で開催される第3回国連防災世界会議において緊密に協力する意思を確認した。
7. オニール首相は、これまで日本が長年にわたり実施してきた社会・経済インフラ、人材育成、教育等の分野における政府開発援助を通じたパプアニューギニアへの支援に謝意を表明した。安倍総理は、レイ及びナザブ地域における包括的開発プロジェクトを含むインフラ開発及び人材育成の分野における協力を強化し、人間の安全保障の観点から教育、防災及び気候変動を含む他の主要分野における協力を促進する意思を表明した。この関連で、安倍総理は、今後3年間で200億円規模の政府開発援助を供与する支援パッケージを発表した。
8. 両首脳は、人材育成を強化するためには、技術協力の供与プロセスの円滑化が必要であることを認識し、技術協力に関する日本国政府とパプアニューギニア独立国政府との間の協定の早期妥結に向け、協議を加速することで一致した。
9. 両首脳は、開発において欠くことのできない女性の役割を高く評価し、教育及び雇用における男女平等並びに女性の能力強化を実現するために協力することで一致した。
10. 安倍総理は、ブーゲンビル自治州が1998年のブーゲンビル紛争の終結以降、復興を着実に進めていることを評価するとともに、ブーゲンビル海岸幹線道路橋梁整備のための日本のODAプロジェクトがブーゲンビルの人々によって評価されていることに満足をもって留意した。両首脳は、太平洋地域の着実な発展及び繁栄のためには、ブーゲンビル自治州における平和と安定を確保することが重要であると強調した。安倍総理は、この目的を達成するため、地域の他の支援国と共にブーゲンビル自治州の平和構築プロセス及び開発を支援する意思を表明した。

人的交流

11. 両首脳は、近年の両国間の要人往来を歓迎するとともに、要人往来及び対話を継続すること並びに友好議員連盟を含む両国間の国会議員間の交流を促進することで一致した。
12. 両首脳は、両国間の友好関係を一層強化するためには、様々な分野において人的交流を促進すべきであることを改めて確認し、この目的を達成するためには、相互に査証の要件を緩和することが重要であることを再確認した。この関連で、オニール首相は、昨年、69名のパプアニューギニアの青少年を日本に招待した「JENESYS2.0」を評価するとともに、青少年交流を継続することの重要性を表明した。
13. 両首脳は、両国間の観光交流の高い潜在性を踏まえ、観光協力を促進することの重要性を確認した。また、両首脳は、2015年に日本で開催予定の太平洋諸島観光大臣会合が、日本とパプアニューギニアを含む太平洋地域との間の観光促進に向けた取組を強化するために有益な助言を提供することへの期待を表明した。
14. オニール首相は、東京が2020年オリンピック・パラリンピック開催地に決定したことに祝意を表明し、その開催成功を祈念した。安倍総理は、日本の「Sport for Tomorrow」について説明し、オニール首相は、スポーツの価値とオリンピック・ムーブメントを世界に広める日本の努力を歓迎した。

戦没者遺骨の収容

15. 両首脳は、7月11日、安倍総理が、日本人戦没者を追悼するため、東セピック州のウエワク市にあるニューギニア戦没者の碑を訪問することの意義を確認した。両首脳は、この機会に、平和への決意を新たにした。安倍総理は、戦没者遺骨の収容及び戦没者慰霊碑の維持管理に対するパプアニューギニアの寛容な支援に深い感謝の意を表明した。オニール首相は、特に、戦没者遺骨の収容を迅速に進めるため、引き続き日本への協力を惜しまない旨を表明した。

地域及び国際場裡における協力

16. オニール首相は、太平洋・島サミット(PALM)プロセスを通じた日本による太平

洋諸島フォーラム(PIF)への継続的関与及び支援に深い謝意を表明した。両首脳は、PALMプロセスが日本とPIFメンバーとの相互信頼及び協力の発展に大きく貢献したことに満足をもって留意し、より力強く、かつ、繁栄した太平洋地域を造り上げるために、PALMプロセスを更に強化する決意を表明した。さらに、両首脳は、PALMプロセスとPIFとの緊密な連携が重要であることを強調し、日本のPIFへの一層の関与強化の必要性を改めて述べた。この関連で、オニール首相は、太平洋を共有する島国として、PIFへの関与強化に向けた日本の取組を全面的に支援する強い意思を表明した。

17. 両首脳は、フィジーにおける継続的な民主化への動きを歓迎し、2014年9月に実施予定の選挙が自由、公正、かつ、信頼に足りる方法で実施されることを確保するため、フィジーへの支援を行う意思を表明した。この関連で、安倍総理は、フィジーにおける選挙監視団の展開に向けたパプアニューギニアの主導的役割を評価した。
18. 安倍総理は、日本の国際連合安全保障理事会常任理事国入りに対するパプアニューギニアの継続的な支持に謝意を表明した。両首脳は、国連創設70周年を迎える2015年を見据え、常任及び非常任の双方の議席拡大を含む国連安全保障理事会の早期改革を実現すべく協力することで一致した。
19. 両首脳は、気候変動が国際社会の共通の課題であり、特に、太平洋島嶼国にとって大きな脅威であるとの認識で一致した。オニール首相は、2013年の第44回太平洋諸島フォーラム総会で採択された「気候へのリーダーシップに関するマジュロ宣言」に日本が参加したことを歓迎した。両首脳は、2015年にパリで開催される第21回締約国会議(COP21)において、国連気候変動枠組条約(UNFCCC)の下で全ての締約国に適用される議定書、法的文書又は法的効力を有する合意成果の採択に向けて緊密に連携する意思を確認した。
20. 両首脳は、小島嶼開発途上国の持続可能な開発を促進するため、9月にサモアで開催される第3回小島嶼開発途上国(SIDS)国際会議において有意義な議論が行われることへの期待を表明した。
21. 安倍総理は、パプアニューギニアが2018年のアジア太平洋経済協力(APEC)の議長国を務める指導力をたたえるとともに、パプアニューギニアがアジア太平洋地域の経済成長と繁栄に貢献することへの期待を表明した。

22. 安倍総理は、国際協調主義に基づく「積極的平和主義」の下、太平洋地域を含む国際社会の平和と安定及び繁栄の確保にこれまで以上に積極的に寄与する決意を表明し、安全保障法制の整備を始めとする日本の取組を説明した。オニール首相は、より安定し、かつ、繁栄した太平洋地域を実現するために、日本がこれらの取組を通じ、一層積極的な役割を果たすことを歓迎し、支持した。
23. 両首脳は、日本とパプアニューギニアが生活のあらゆる側面において太平洋に大きく依存していることに留意し、海洋の潜在力を自由、公平かつ持続的な方法で活用することの重要性を再確認した。両首脳は、公海における航行の自由及び上空飛行の自由を含む普遍的に認められている国際法の諸原則を再確認し、海における法の支配を確保する重要性を強調した。両首脳は、地域内外において力、威嚇又は強制によって現状を変更しようとするいかなる一方的な試みにも反対し、国連海洋法条約を含む国際法に従い、国際的な紛争及び問題を平和的に解決することの重要性を強調した。
24. 両首脳は、北朝鮮による核兵器及び弾道ミサイル開発の継続に対し深刻な懸念を表明した。両首脳は、北朝鮮に対し、非核化に向けた具体的な行動を取るとともに、全ての関連する国連安保理決議の下での国際的な義務及び2005年の六者会合共同声明の下でのコミットメントを完全に遵守するよう強く要請した。また、両首脳は、北朝鮮に対し、拉致問題を含む、国際社会が有する人道上の懸念に遅滞なく対応するよう強く要請した。